

理事の職務権限規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人わがこと（以下、当法人という。）の定款の規定に基づき、理事の職務権限を定め、業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

(理事)

第3条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

(代表理事)

第4条 理事のうち1名を代表理事とする。

(代表理事の職務権限)

第5条 代表理事の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 当法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(理事の職務権限)

第6条 理事の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 代表理事が定める担当業務を分掌し、執行する。
 - (2) 毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。
- 2 代表理事に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によってその職務を代行する。

(細則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2025年1月6日から施行する。